# 中央公園ファミリープールエリア
# 地　歴　調　査　業　務
# 報　告　書

令和 7 年 9 月

株式会社　エヌ・イー　サポート

# 目　　次


１．　調査名 …… 1

２．　調査場所 …… 1

３．　調査内容 …… 1

４．　調査機関 …… 1

５．　土壌汚染状況調査の対象地 …… 3

６．　土壌汚染状況調査の概要 …… 5

７．　調査手順 …… 6

①入手・把握すべき情報の種類 …… 7

②土壌汚染のおそれの区分の分類 …… 8

８．　地歴調査 …… 10

①資料調査 …… 10

②公開情報調査 …… 13

③聴取調査 …… 19

④現地調査 …… 22

⑤試料採取等対象物質の種類の選定 …… 34

⑥汚染のおそれの由来に応じた区分 …… 35

⑦土壌汚染のおそれの区分の分類 …… 35

⑧試料採取等を行う区画の区分 …… 35

＜資料＞

チェックリスト

私的－1　スイムパーク（仮称）管理棟新築その他工事設計図

私的－2　建物台帳(電気工作物調査用)調査票

一般－1　土地の登記事項証明書・公図

一般－2　地形図（広島　2 万 5 千分の 1 地形図）

一般－3　航空写真

一般－4　土地基本分類調査　広島　1973 年 3 月地形分類図、表層地質図

一般－5　土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況

一般－6　広島市公文書館紀要第２４号　橋本秀夫氏旧蔵資料目録１６
「旧広島城郭内各部隊配置図」

一般－7　基町地区再開発事業記念誌　昭和 54 年 3 月

一般－8　ひろしまの公園

一般－9　2017　広島ピースフォーラム

一般－10 地域のなかの軍隊 5　中国・四国　西の軍隊と軍港都市

一般－11 軍都ひろしま－旧軍事施設めぐり－

一般－12 微量 PCB 検出変圧器等の取り扱い・管理のご案内　中国電気製造株式会社

一般－13 高圧遮断器・高圧電磁接触器　VF-13RH-D　特徴　三菱電機株式会社

一般－14 独立行政法人　エネルギー金属鉱物資源機構　石油・天然ガス情報　用語辞典

## １．調査名

中央公園ファミリープールエリア　地歴調査業務報告書

## ２．調査場所

地番：広島市中区基町 5 番 1

（図－1 参照）

## ３．調査内容

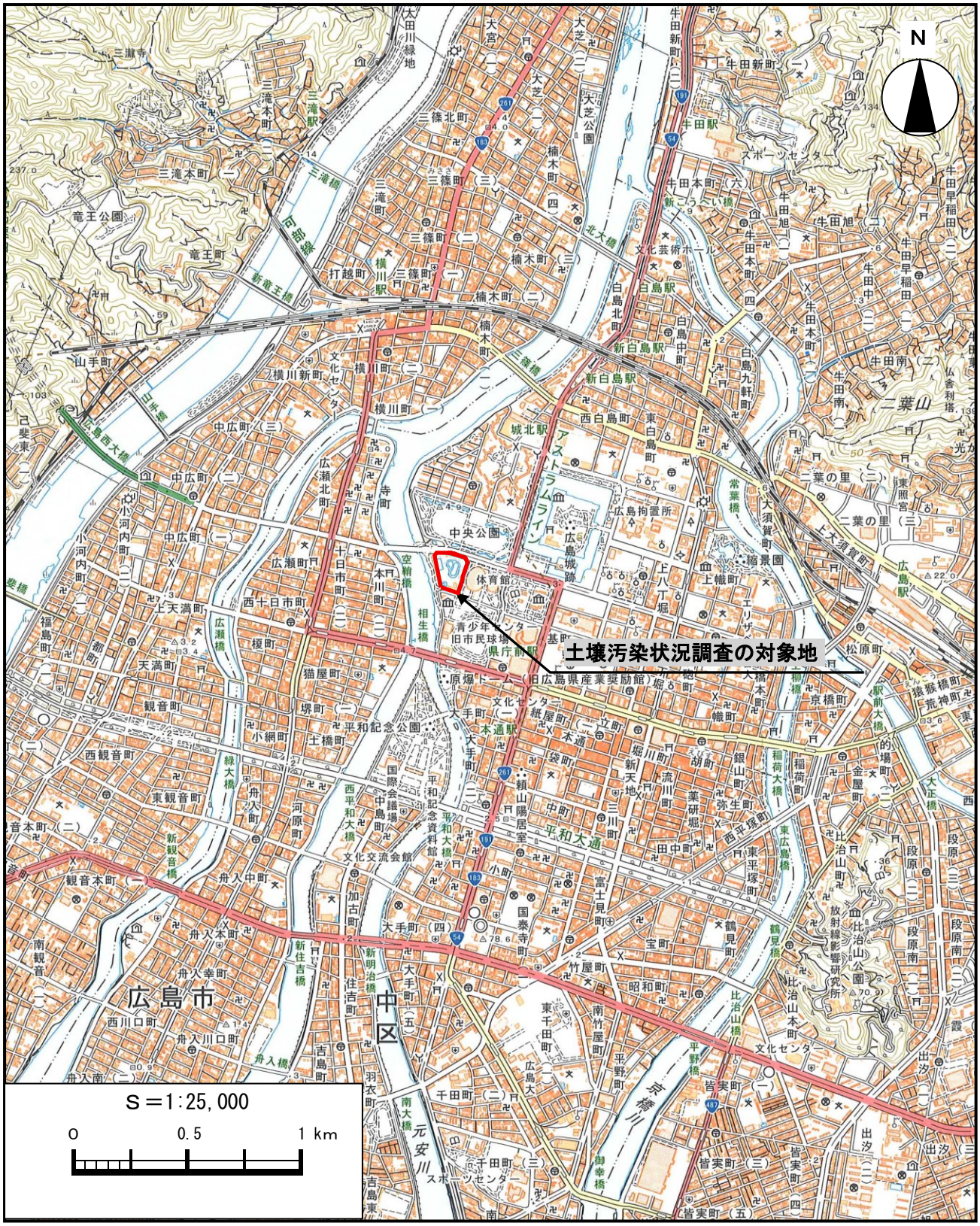
本調査は、土壌汚染状況調査の対象地である中央公園ファミリープールエリアにおいて、土壌汚染対策法に準拠した手法により土地の地歴調査を実施したものである。

## ４．調査機関

株式会社　エヌ・イー サポート

広島市西区己斐本町三丁目 13 番 16 号

| | |
|---|---|
| 環境省指定土壌汚染調査機関 | 指定番号：2003－8－3008 |
| 計量証明事業登録（濃度） | 計量証明事業登録番号：第 K－9 号 |
| 認定特定計量証明事業者 | 認定番号：N－0040－01 |
| 土壌汚染調査技術管理者 | 西　敏広（技術管理者証の交付番号：第 0000582 号） |




国土地理院発行　2万5千分の1地形図
広島　令和元年9月発行より転載加筆

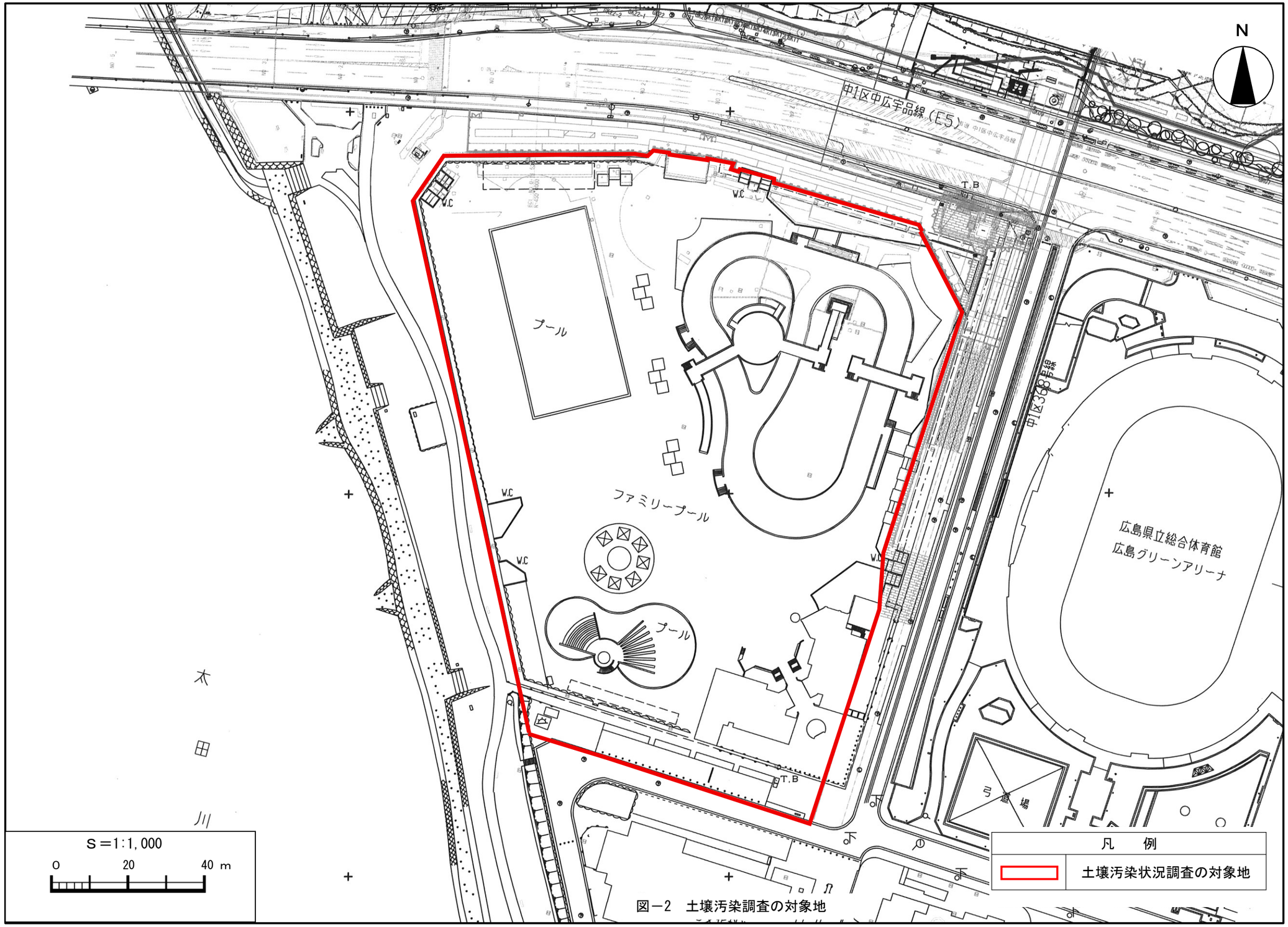
図－1　　調査場所

## ５．土壌汚染状況調査の対象地

土壌汚染状況調査の対象地の所在、地番等は表－1 に、土壌汚染状況調査の対象地は図－2 に示すとおりである。なお、土壌汚染状況調査の対象地は、地番の一部（面積：約 18,000 ㎡）である。

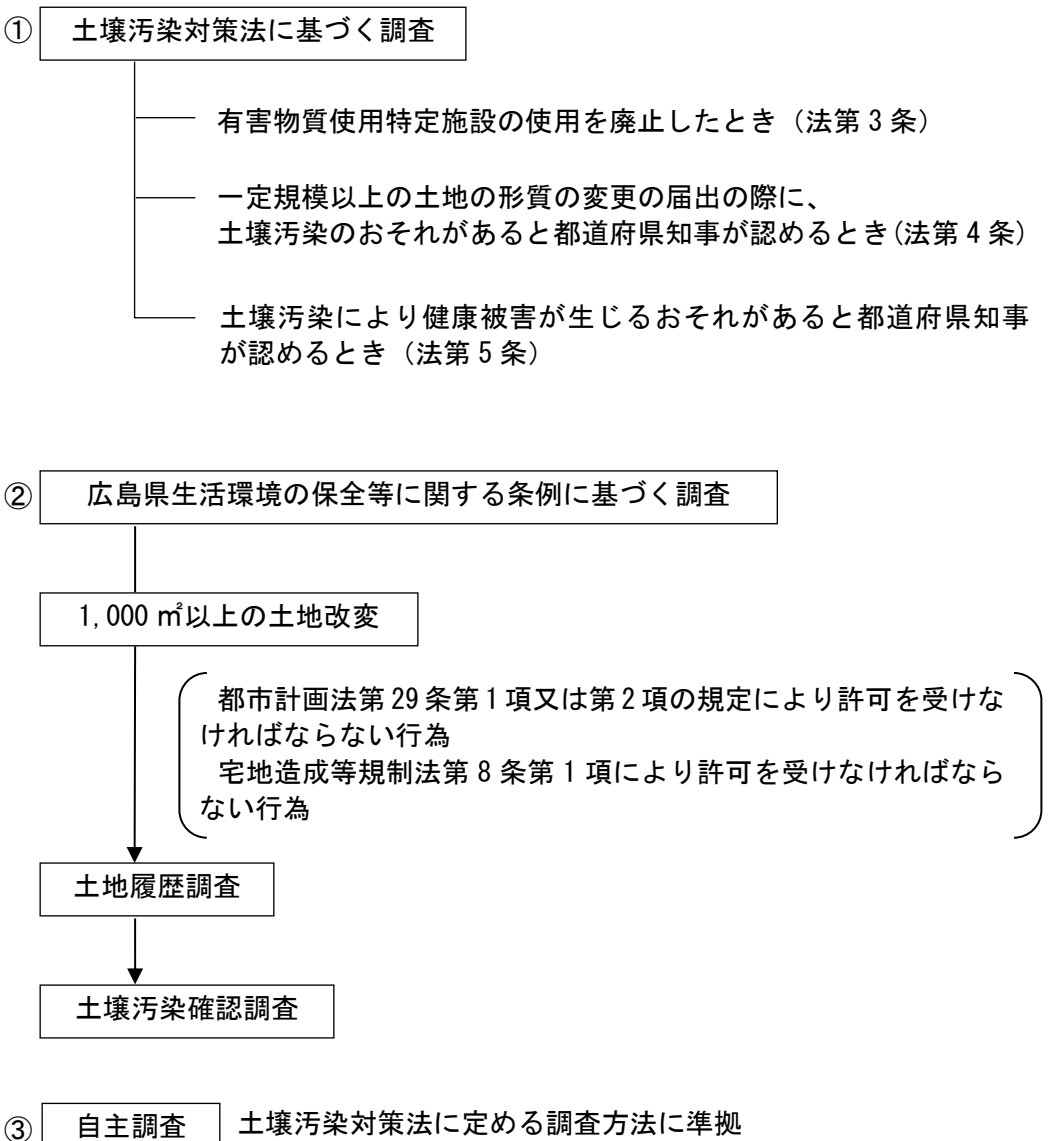
表－1　　土壌汚染状況調査の対象地

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積（$m^2$） | 所有者 |
|---|---|---|---|---|
| 広島市中区基町 | 5 番 1 | 公園 | 146,897 | 大蔵省 |
| 地積合計（$m^2$） | | | 146,897 | |




図－2　土壌汚染調査の対象地

## ６．土壌汚染状況調査の概要



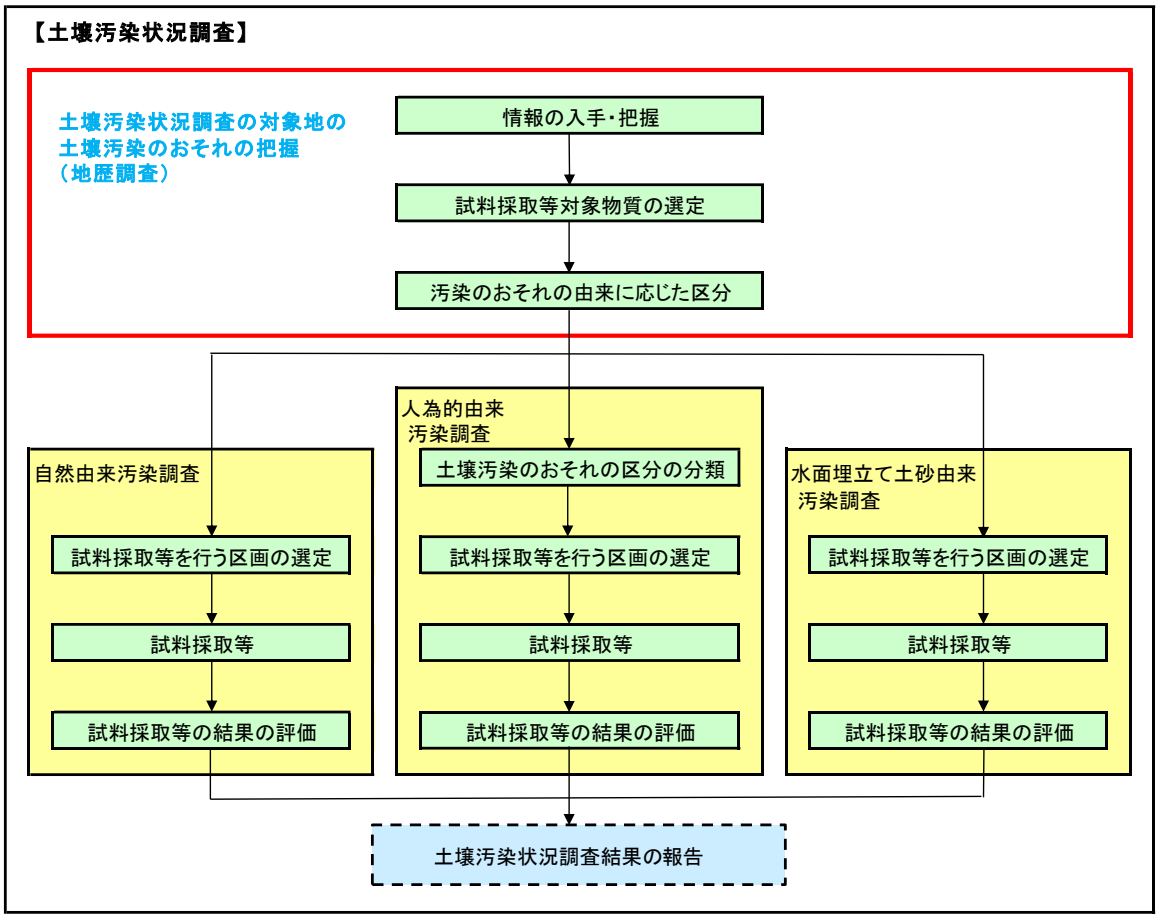

※自主調査において土壌汚染が判明した場合，土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できる（法第 14 条）

・要措置区域（法第 6 条）
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
・形質変更時要届出区域（法第 11 条）
汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路も遮断が行われた区域を含む）

図－3　　土壌汚染調査の概要

## ７．調査手順

土壌汚染状況調査の実施手順は以下のとおりであり、地歴調査は土壌汚染のおそれの由来に応じた区分までとなる。




**※　　：地歴調査（土壌汚染状況調査の対象土地の土壌汚染のおそれの把握）**

図－4　　土壌汚染状況調査の実施手順

**①入手・把握すべき情報の内容**

**（ⅰ）土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報**

**（ⅱ）土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報**

a. 土地の用途に関する情報

b. 地表の高さの変更、地質に関する情報

**（ⅲ）人為等由来の汚染のおそれに関する情報**

a. 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報

b. 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出又は地下浸透）に関する情報

c. 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報

d. 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報

e. その他の情報

上記 a～d には該当しない資料

（例：周辺の土地に関する要措置区域等の指定状況（区域台帳や解除台帳））

**（ⅳ）自然由来の土壌汚染のおそれに関する情報**

a. 自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の情報

b. 自然由来盛土等の情報

**（ⅴ）水面埋立て土砂由来の土壌汚染のおそれに関する情報**

a. 公有水面埋立地であることを確認する情報

b. 水面埋立て土砂由来の土壌の汚染状態に関する情報

c. 埋立地等の造成が開始された年月日を確認する情報

d. 廃棄物が埋め立てられている場所でないことを確認する情報

e. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることを確認する情報

f. 大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに造成が開始された公有水面埋立地において埋立地特例地区として指定を受けたい場合に必要な情報

②土壌汚染のおそれの区分の分類

地歴調査で得られた情報を基に、土壌汚染状況調査の対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて表－2 に示す区分に分類した。

表－2　土壌汚染が存在するおそれの区分の分類

| おそれの区分の分類 | 土地の特徴及び例 |
|---|---|
| ①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地 | 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地。<br>土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地。<br>・山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館等 |
| ②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 | 直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該施設から、その用途が全く独立しているとはいえない土地。<br>土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、試料採取等対象物質の製造・使用・処理に係わる事業の用に供されている施設の敷地以外の土地。<br>試料採取等対象物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透がないことが確認された土地。<br>・事務所、作業所、資材置き場、倉庫、事業用の駐車場、中庭等の空き地等 |
| ③土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 | 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（①及び②以外の土地）<br>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地<br>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用又は貯蔵等を行っていた施設の敷地<br>上記の施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設の敷地<br>・基準不適合が明らかな土地<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を埋設・飛散・流出・地下浸透した土地<br>・特定有害物質の製造・使用・処理する施設のあった土地<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体を貯蔵・保管する施設のあった土地<br>・その他、特定有害物質による土壌汚染のおそれのある土地 |

表－3　　特定有害物質の種類

| 特定有害物質の種類 | |
|---|---|
| 第一種特定有害物質<br>（揮発性有機化合物） | クロロエチレン |
| | 四塩化炭素 |
| | 1,2-ジクロロエタン |
| | 1,1-ジクロロエチレン |
| | 1,2-ジクロロエチレン |
| | 1,3-ジクロロプロペン |
| | ジクロロメタン |
| | テトラクロロエチレン |
| | 1,1,1-トリクロロエタン |
| | 1,1,2-トリクロロエタン |
| | トリクロロエチレン |
| | ベンゼン |
| 第二種特定有害物質<br>（重金属等） | カドミウム及びその化合物 |
| | 六価クロム化合物 |
| | シアン化合物 |
| | 水銀及びその化合物 |
| | セレン及びその化合物 |
| | 鉛及びその化合物 |
| | 砒素及びその化合物 |
| | ふっ素及びその化合物 |
| | ほう素及びその化合物 |
| 第三種特定有害物質<br>（農薬等／農薬＋PCB） | シマジン |
| | チオベンカルブ |
| | チウラム |
| | ポリ塩化ビフェニル（PCB） |
| | 有機りん化合物 |

## ８．地歴調査

### ①資料調査

#### （ｉ）図面による土地確認調査

土壌汚染状況調査の対象地の地歴は、表－4 に示すとおりである。（資料　一般－2、一般－3 参照）

表－4　　土壌汚染状況調査の対象地の地歴（地形図、航空写真）

| 年代（西暦） | 土壌汚染状況調査の対象地 | 資料 |
|---|---|---|
| 昭和 5 年<br>（1930 年） | 軍用地 | 資料　一般－2（地形図-1） |
| 昭和 20 年<br>（1945 年） | 軍用地 | 資料　一般－3（航空写真-①） |
| | 未利用地 | 資料　一般－3（航空写真-②） |
| 昭和 22 年<br>（1947 年） | 公営住宅（戸建住宅）、道路用地 | 資料　一般－2（地形図-2）<br>資料　一般－3（航空写真-③） |
| 昭和 27 年<br>（1952 年） | 公営住宅（戸建住宅）、道路用地 | 資料　一般－2（地形図-3） |
| 昭和 32 年<br>（1957 年） | 公営住宅（戸建住宅）、道路用地 | 資料　一般－2（地形図-4） |
| 昭和 37 年<br>（1962 年） | 公営住宅（戸建住宅）、道路用地 | 資料　一般－3（航空写真-④） |
| 昭和 44 年<br>（1969 年） | 公営住宅（戸建住宅）、道路用地 | 資料　一般－3（航空写真-⑤） |
| 昭和 45 年<br>（1970 年） | 中央公園 | 資料　一般－2（地形図-5） |
| 昭和 48 年<br>（1973 年） | 中央公園 | 資料　一般－2（地形図-6） |
| 昭和 53 年<br>（1978 年） | 中央公園 | 資料　一般－2（地形図-7） |
| 昭和 56 年<br>（1981 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－3（航空写真-⑥） |
| 昭和 58 年<br>（1983 年） | 中央公園 | 資料　一般－2（地形図-8） |
| 昭和 63 年<br>（1988 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-9）<br>資料　一般－3（航空写真-⑦） |
| 平成 5 年<br>（1993 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-10） |
| 平成 11 年<br>（1999 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-11） |
| 平成 17 年<br>（2005 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-12） |
| 平成 20 年<br>（2008 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－3（航空写真-⑧） |
| 平成 25 年<br>（2013 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-13） |
| 平成 30 年<br>（2018 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－3（航空写真-⑨） |
| 令和元年<br>（2019 年） | 中央公園（ファミリープール） | 資料　一般－2（地形図-14） |

（ⅱ）土地の登記事項証明書による土地確認調査

土壌汚染状況調査の対象地における主な地歴は、表－5 に示すとおりである。（資料　一般－1 参照）

表－5　　土壌汚染状況調査の対象地における主な地歴（土地の登記事項証明書）

| 所在・地番 | 年月日 | 地目 | 所在者 | 備考<br>（権利者その他の事項） | 資料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 広島市中区基町<br>5 番 1<br>地積：146,897 ㎡ | 昭和 45 年<br>（1970 年）<br>2 月 14 日 | 公園 | 大蔵省 | 昭和 45 年 1 月 10 日土地区画整理法による換地処分<br>他の換地　西白島町 24 番 4、基町 6 番、9 番 2、八丁堀 3 番 1、2 番 8、8 番、9 番 | 資料　一般－1 |
| | 昭和 56 年<br>（1981 年）<br>7 月 30 日 | 余白 | 余白 | ③5 番 1、5 番 6 ないし 5 番 8 に分筆 | |
| | 平成 3 年<br>（2021 年）<br>11 月 20 日 | 余白 | 余白 | 昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 | |

（iii）土地の時系列年譜

土壌汚染状況調査の対象地における時系列年譜は、表－6に示すとおりである。(資料　一般－7～一般－11 参照)

表－6　　土壌汚染状況調査の対象地における時系列年譜

| 年代 | | 土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の状況 | 備考 | 資料 |
|---|---|---|---|---|
| 1873 | 明治 6 年 | 広島に第五鎮台(ちんだい：当時の陸軍の編成単位)が設置<br>歩兵第 11 連隊、砲兵、輜重兵(しちょうへい：食糧、衣服、弾薬などの軍需物資の輸送にあたる)などが置かれる | | 資料　一般－7<br>一般－9<br>一般－10<br>一般－11 |
| 1884 | 明治 17 年 | 砲兵隊は野砲兵第五連隊、輜重兵隊は輜重兵第五連隊に拡張される | | |
| 1886 | 明治 19 年 | 広島鎮台が第五師団となる | | |
| 1894 | 明治 27 年 | 日清戦争<br>大本営が広島城内本丸の第五師団司令部に置かれる | | |
| 1940 | 昭和 15 年 | 第五師団が大陸に出勤中、本丸の留守第五師団司令部は、広島師団司令部と改称 | | |
| 1945 | 昭和 20 年 | 4 月には広島師管区司令部、6 月には中国軍管区司令部に昇格する<br>中国軍管区には明治期の配置を引き継ぐ形で、歩兵、砲兵、輜重兵などの各補充隊が配されていた | 原子爆弾投下<br>爆心地より約 800m<br>司令部、兵舎等は倒壊、焼失<br>終戦と共に、軍用地はすべて国有地として国の管理となる | |
| 1946 | 昭和 21 年 | 広島復興都市計画において中央公園として都市計画決定<br>当面の住宅不足を解消するため応急的に基町での公的住宅 1,815 戸建設 | | 資料　一般－7<br>一般－8 |
| 1966 | 昭和 41 年 | 中央公園は本格的な整備に着手 | | |
| 1979 | 昭和 54 年 | 中央公園ファミリープール開園 | | |
| 1983 | 昭和 58 年 | 中央公園は一応の完成をみる | | |

### ②公開情報調査

#### （ｉ）地形・地質

土壌汚染状況調査の対象地の位置する太田川流域のデルタ地帯は、砂・粘土・礫などの未固結堆積物からなる沖積低地が分布しており、地形区分は太田川デルタからなる低地となっている。（資料　一般－4 参照）

#### （ⅱ）水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場の指定状況

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水等を有する場合には、特定事業場として届け出るよう定めている。

土壌汚染状況調査の対象地において、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の有無を広島市環境局環境保全課にて、名簿の確認をおこなった。（令和 7 年 9 月 22 日）これによると、土壌汚染状況調査の対象地には、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設をもつ事業場は確認されなかった。

#### （ⅲ）土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況

土壌汚染対策法では、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域を「要措置区域」と、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域を「形質変更時届出区域」として指定されている。

広島市のホームページ（最終更新日：令和 7 年 9 月 1 日）によると、土壌汚染状況調査の対象地周辺において要措置区域等の指定はなされていない。（資料　一般－5 参照）

### （ⅳ）土壌汚染状況調査の対象地において特定有害物質の使用が想定された施設の有無について

土壌汚染状況調査の対象地は、旧軍用地として利用されていた地歴を持つことから、土地利用について調査を実施した。

公開されている資料を探したところ、広島市公文書館の「紀要」第 24 号　橋本秀夫氏旧蔵資料目録の 16「旧広島城郭内各部隊配置図」が確認された。これらの図面と当時の航空写真を現在の平面図に重ね合わせることより、土壌汚染状況調査の対象地内において特定有害物質の使用等が想定される施設の立地の有無を調査した。(図－5、資料　一般－6、参照)

**■第五師団経理部小姓町倉庫用地（需品倉庫・被服倉庫）**

【人夫休憩所】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した人夫休憩所とは、物資の運搬を行う作業に従事する軍属（軍人以外の総称）に含まれる労働者（軍役夫）の休憩施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことから、人夫休憩所は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【梱包場】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した梱包場とは、需品倉庫や被服倉庫に保管されている軍服その他兵隊が身に着ける付属品や戦地で使用する天幕（テント）、雨覆（雨用マント）等の陣中用品、日用品や嗜好品等の酒保品、建築材料及びその他の戦用品を輸送を目的とした木製容器などに梱包する施設であると考えられる。以上のことから、梱包場は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

【物干場】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した物干場とは、軍服等衣類や天幕（テント）、雨覆（雨用マント）等の物干し施設であると考えられる。以上のことから、物干場は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

【芥溜】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した芥溜とは、ごみ等を外部に搬出するまでの間仮置きしていた施設であると考えられる。以上のことから、芥溜は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

**■第五師団乗馬委員厩舎用地**

【厩舎】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した厩舎とは、軍馬が生活する施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことから、厩舎は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【名称不明施設】

確認された図面には、一部に名称不明施設が存在することから、これらの施設について特定有害物質の使用が想定される施設の有無について検討をおこなった。

土壌汚染状況調査の対象地に立地した名称不明施設は、通用門付近に位置し、小型な形状の建物であることから、番所（衛兵所）、馬繋、厠等の施設であると考えられる。

番所（衛兵所）とは、警備、監視のために配置されている兵士が駐在していた施設であり、厠とは、兵隊が使用する便所として使用されていた施設であり、馬繋は、軍馬を一時的につないでおく施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、営倉、馬繋は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

**■輜重兵第五大隊（輜重兵補充隊）用地**

【下士集会所】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した下士集会所は、酒保（売店、物品販売所）で購入した商品を飲食したり休息、食事などを提供する施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、下士集会所は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【医務室休養室】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した医務室休養室は、診察や健康診断、体調不良者の一時休養施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、医務室休養室は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【厠】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した厠とは、兵隊が使用する便所として使用されていた施設であると考えられる。以上のことから、厠は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

【馬繋】

土壌汚染状況調査の対象地に立地していた馬繋とは、軍馬を一時的につないでおく施設であると考えられる。以上のことから、馬繋は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

【講堂】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した講堂は、講演や講義などを行う施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、講堂は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【車廠】

土壌汚染状況調査の対象地に立地した車廠とは、物資を運搬するための軍用馬が曳く荷馬車を保管する倉庫として使用されていた施設であると考えられる。以上のことから、車廠及演習材料車廠は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

【洗顔所】
土壌汚染状況調査の対象地に立地した洗顔所とは、兵隊が使用する洗面所として使用されていた施設であると考えられる。以上のことから、洗顔所は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

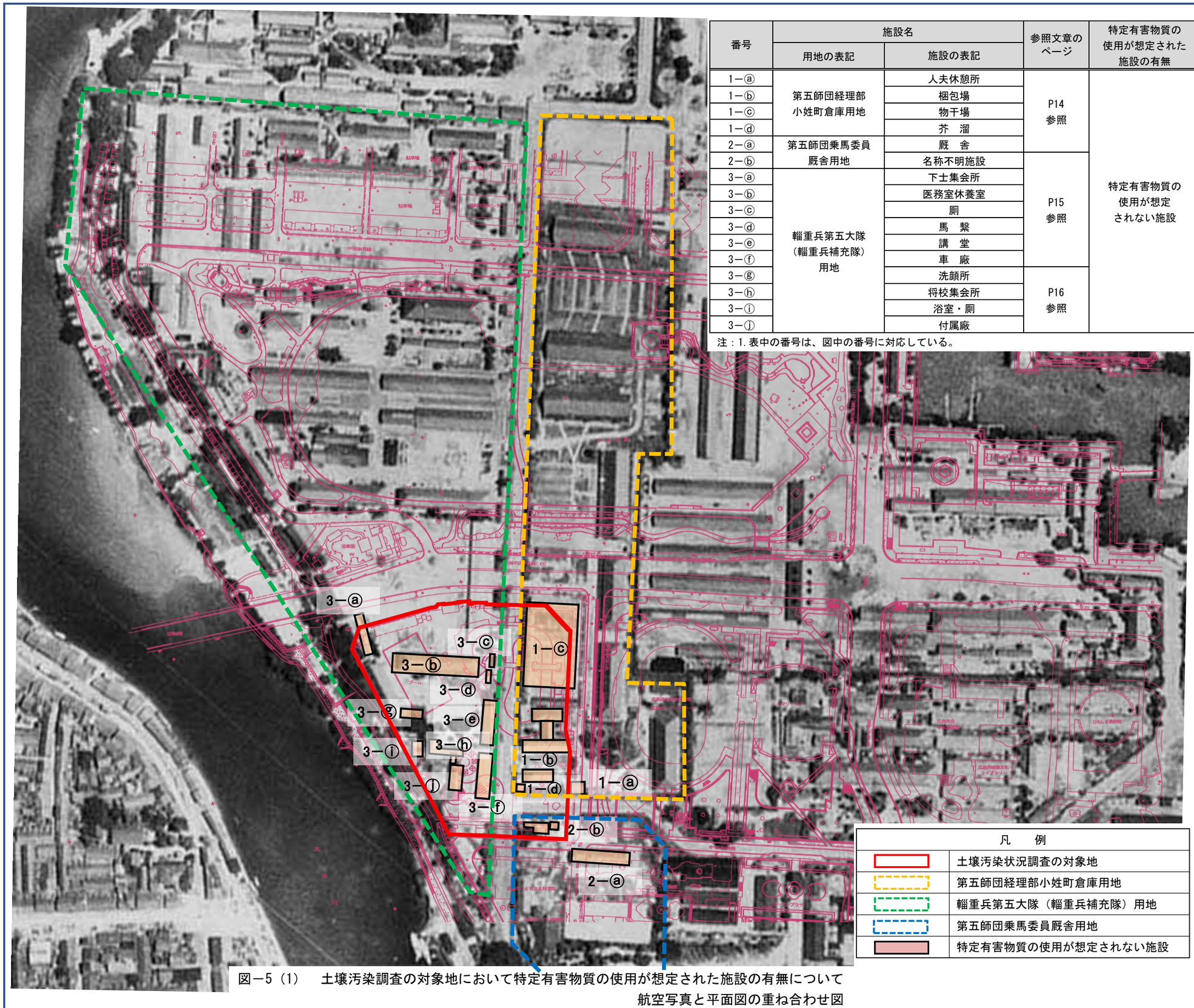
【将校集会所】
土壌汚染状況調査の対象地に立地した将校集会所は、酒保（売店、物品販売所）で購入した商品を飲食したり休息、食事などを提供する将校専用の施設であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、将校集会所は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【浴室・厠】
土壌汚染状況調査の対象地に立地した浴室・厠は、将校の使用する風呂場、便所であると考えられることから、特定有害物質の使用等は想定されない。以上のことより、浴室・厠は特定有害物質の使用等が想定されない施設として区分する。

【付属廠】
土壌汚染状況調査の対象地に立地した付属廠とは、将校集会所に接続した形状の建物であることから、将校集会所の付属施設として補助的に利用されていた施設であると考えられる。以上のことから、車廠及演習材料車廠は特定有害物質の使用が想定されない施設として区分する。

| 番号 | 施設名 | | 参照文章のページ | 特定有害物質の使用が想定された施設の有無 |
|---|---|---|---|---|
| | 用地の表記 | 施設の表記 | | |
| 1－ⓐ | 第五師団経理部小姓町倉庫用地 | 人夫休憩所 | P14参照 | 特定有害物質の使用が想定されない施設 |
| 1－ⓑ | | 梱包場 | | |
| 1－ⓒ | | 物干場 | | |
| 1－ⓓ | | 芥　溜 | | |
| 2－ⓐ | 第五師団乗馬委員厩舎用地 | 厩　舎 | | |
| 2－ⓑ | | 名称不明施設 | P15参照 | |
| 3－ⓐ | 輜重兵第五大隊（輜重兵補充隊）用地 | 下士集会所 | | |
| 3－ⓑ | | 医務室休養室 | | |
| 3－ⓒ | | 厠 | | |
| 3－ⓓ | | 馬　繋 | | |
| 3－ⓔ | | 講　堂 | | |
| 3－ⓕ | | 車　廠 | | |
| 3－ⓖ | | 洗顔所 | P16参照 | |
| 3－ⓗ | | 将校集会所 | | |
| 3－ⓘ | | 浴室・厠 | | |
| 3－ⓙ | | 付属廠 | | |

注：1. 表中の番号は、図中の番号に対応している。




図－5（1）　土壌汚染調査の対象地において特定有害物質の使用が想定された施設の有無について航空写真と平面図の重ね合わせ図

| 番号 | 施設名 | | 参照文章のページ | 特定有害物質の使用が想定された施設の有無 |
|---|---|---|---|---|
| | 用地の表記 | 施設の表記 | | |
| 1－ⓐ | 第五師団経理部小姓町倉庫用地 | 人夫休憩所 | P14参照 | 特定有害物質の使用が想定されない施設 |
| 1－ⓑ | | 梱包場 | | |
| 1－ⓒ | | 物干場 | | |
| 1－ⓓ | | 芥　溜 | | |
| 2－ⓐ | 第五師団乗馬委員厩舎用地 | 厩　舎 | | |
| 2－ⓑ | | 名称不明施設 | P15参照 | |
| 3－ⓐ | 輜重兵第五大隊（輜重兵補充隊）用地 | 下士集会所 | | |
| 3－ⓑ | | 医務室休養室 | | |
| 3－ⓒ | | 厠 | | |
| 3－ⓓ | | 馬　繋 | | |
| 3－ⓔ | | 講　堂 | | |
| 3－ⓕ | | 車　廠 | | |
| 3－ⓖ | | 洗顔所 | P16参照 | |
| 3－ⓗ | | 将校集会所 | | |
| 3－ⓘ | | 浴室・厠 | | |
| 3－ⓙ | | 付属廠 | | |

注：1. 表中の番号は、図中の番号に対応している。

| 凡　例 | |
|---|---|
| | 土壌汚染状況調査の対象地 |
| | 第五師団経理部小姓町倉庫用地 |
| | 輜重兵第五大隊（輜重兵補充隊）用地 |
| | 第五師団乗馬委員厩舎用地 |
| | 特定有害物質の使用が想定されない施設 |

図－5（2）　土壌汚染調査の対象地において特定有害物質の使用が想定された施設の有無について
旧広島城郭内各部隊配置図と平面図の重ね合わせ図

**③聴取調査**

聴取調査を実施した結果は、表-7 に示すとおりであり、特定有害物質による汚染のおそれに関する情報等は得られていない。

表-7（1）　聴取調査票

| | |
|---|---|
| 日付 | 令和 7 年（2025 年）8 月 8 日（金）14：30～14：45 |
| 実施場所 | 財務省　中国財務局 |
| 対応者 | 財務省　中国財務局　管財部　特別国有財産管理官 [redacted] |
| 立会者 | 広島市都市整備局　公園整備課 [redacted] |
| 聴取者 | 株式会社エヌ・イー サポート [redacted] |

| 分類 | 内容 | 結果 |
|---|---|---|
| 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報 | ①土地の用途に関する情報<br>・土壌汚染状況調査の対象地の土地利用状況及びその変遷<br>・建物・設備等の配置及びその変遷 | 戦後は、公営住宅、公園として利用されている。<br>建物・設備等の配置及びその変遷に関する情報は有していない。 |
| | ②地表の高さの変更、地質に関する情報<br>・埋立てや造成等によって地表の位置が変更された履歴（有・無）<br>・造成の記録 | 造成の記録については、設置者ではないので情報は有していない。 |
| | ③盛土・搬入土に関する情報<br>・盛土、埋戻し等に使用した搬入土の履歴（有・無） | 情報は有していない。 |
| 人為等由来の汚染のおそれに関する情報 | ①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報<br>・土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・過去に行われた地下水調査結果（有・無）<br>・過去に行われた土壌汚染調査結果（有・無） | 調査に関する情報は有していない。 |
| | ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体･液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（有・無）<br>※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む | 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の情報は有していない。 |
| | ③特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報<br>・特定有害物質の使用等（有・無） | 特定有害物質の使用等の情報は有していない。 |
| | ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体･液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（有・無） | 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の情報は有していない。 |
| | ・上記の②～④に該当しない土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報<br>・地質情報 | 土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報は有していない。 |
| 自然由来の汚染のおそれに関する情報 | ・過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・自然由来の土壌の汚染状況に関する情報 | 情報は有していない。 |
| 水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染に関する情報 | ・過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・水面埋立て土砂由来の土壌の汚染状況に関する情報<br>・公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴（有・無） | 情報は有していない。 |
| その他 | ・戦前、戦中における土地利用状況に関する情報<br>・旧陸軍用地の土地利用状況に関する情報（有・無）<br>・戦前、戦中における土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報<br>・旧陸軍用地の土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報（有・無） | 戦後からの管理であることから、戦前、戦中における土地利用状況及び土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報は有していない。 |

表-7（2）　聴取調査票

| | |
|---|---|
| 日付 | 令和 7 年（2025 年）8 月 21 日（木）9：30～9：45 |
| 実施場所 | 広島市都市整備局　緑化推進部　緑政課 |
| 対応者 | 広島市都市整備局　緑化推進部　緑政課　企画管理係<br>[redacted] |
| 立会者 | 広島市都市整備局　公園整備課<br>[redacted] |
| 聴取者 | 株式会社エヌ・イー サポート　[redacted] |

| 分類 | 内容 | 結果 |
|---|---|---|
| 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報 | ①土地の用途に関する情報<br>・土壌汚染状況調査の対象地の土地利用状況及びその変遷<br>・建物・設備等の配置及びその変遷 | 戦後は、公営住宅として利用され、中央公園は昭和 41 年から公園として整備され、昭和 58 年に完成している。<br>建物・設備等の配置及びその変遷に関する情報は有していない。 |
| | ②地表の高さの変更、地質に関する情報<br>・埋立てや造成等によって地表の位置が変更された履歴（有・無）<br>・造成の記録 | 造成の記録については、情報は有していない。 |
| | ③盛土・搬入土に関する情報<br>・盛土、埋戻し等に使用した搬入土の履歴（有・無） | 情報は有していない。 |
| 人為等由来の汚染のおそれに関する情報 | ①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報<br>・土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・過去に行われた地下水調査結果（有・無）<br>・過去に行われた土壌汚染調査結果（有・無） | 調査に関する情報は有していない。 |
| | ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体･液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（有・無）<br>※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む | 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の情報は有していない。 |
| | ③特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報<br>・特定有害物質の使用等（有・無） | 特定有害物質の使用等の情報は有していない。 |
| | ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体･液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報<br>・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（有・無） | 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の情報は有していない。 |
| | ・上記の②～④に該当しない土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報<br>・地質情報 | 土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報は有していない。 |
| 自然由来の汚染のおそれに関する情報 | ・過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・自然由来の土壌の汚染状況に関する情報 | 情報は有していない。 |
| 水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染に関する情報 | ・過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果（有・無）<br>・水面埋立て土砂由来の土壌の汚染状況に関する情報<br>・公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴（有・無） | 情報は有していない。 |
| その他 | ・戦前、戦中における土地利用状況に関する情報<br>・旧陸軍用地の土地利用状況に関する情報（有・無）<br>・戦前、戦中における土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報<br>・旧陸軍用地の土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報（有・無） | 戦後からの借受であることから、戦前、戦中における土地利用状況及び土特定有害物質による汚染のおそれに関する情報は有していない。 |

**④現地調査**

土壌汚染状況調査の対象地の現地状況写真は写真番号 1～写真番号 27、管理棟内は写真番号①～写真番号㉞に、写真撮影箇所は図－6 に示すとおりである。

ファミリープールの指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会　財間　愛様、ファミリープールの管理を行っている株式会社オオケン　[redacted]への現地での聞き取りは以下のとおりである。

実施日：令和 7 年（2025 年）6 月 17 日（月）、令和 7 年 9 月 8 日（月）

対応者：公益財団法人広島市みどり生きもの協会　緑化管理部　経営企画課

[redacted]

株式会社オオケン　ＰＰＰ事業部 [redacted]

[redacted]

実施者：株式会社エヌ・イー サポート [redacted]

・現地調査を実施した際、プール清掃用としてエンジンポンプ及び清掃用の背負式エンジンブロアーが配備され、燃料であるガソリンの保管及び使用が確認された。
・ガソリンの保管及び使用期間は、ファミリープール開園時（昭和 54 年（1979 年）7 月）より現在に至るまでと考えられる。
・ガソリンの保管場所は、図 6－1 に示す場所において金属製のガソリン携行缶に入れ、施錠可能なロッカーで保管している。また、エンジンポンプ及び背負式エンジンブロアーへの給油も図 6－1 に示す場所において行っている。
　なお、ガソリンを保管場所以外で給油することはない。
・保管及び使用されているガソリンの種類は、レギュラーガソリンである。
・現在、エンジンポンプ 1 台を保有している。(5 年前にはエンジンポンプを 3 台保有していたが、現在はエンジンポンプ 1 台、電気式 2 台となっている。)
・エンジンポンプの稼働はファミリープール営業期間中毎日であり、ガソリンの給油は、2～3 週間に一回程度行っている。
・現在、背負式エンジンブロアー2 台を保有している。
・背負式エンジンブロアーの稼働はファミリープール営業期間外に 4～5 日/月程度行っている。
・プール営業期間中に開設される救護室については、簡易な手当しか行っておらず、常備している医薬品も薬局・ドラッグストア等で購入できる市販薬である。
・プールで使用される薬剤については、以下に示す 2 種類であり、特定有害物質は含まれない。（表－8 参照）

**表－8　プール使用薬剤**

| 使用薬剤 | | |
|---|---|---|
| 用　途 | プールの滅菌用消毒剤 | 濾過助剤 |
| 製品名 | トヨクロン PTH-100 | ラジオライト珪藻土 |
| 会社名 | 東ソー株式会社 | 昭和化学工業株式会社 |
| 主成分 | 次亜塩素酸カルシウム等 | 二酸化ケイ素等 |

土壌汚染状況調査の対象地の現地調査を実施した際、絶縁油へのＰＣＢの混入が考えられる変圧器等の設置及び使用が確認された。

図－6 に示す管理棟地下 1 階の沪過機械室内の電気室には、変圧器 3 基、コンデンサ 2 基の設置及び使用が確認されたが、これらは現在使用中であることから、現段階では絶縁油へのＰＣＢ混入の有無は確定していない。(表－9 参照)

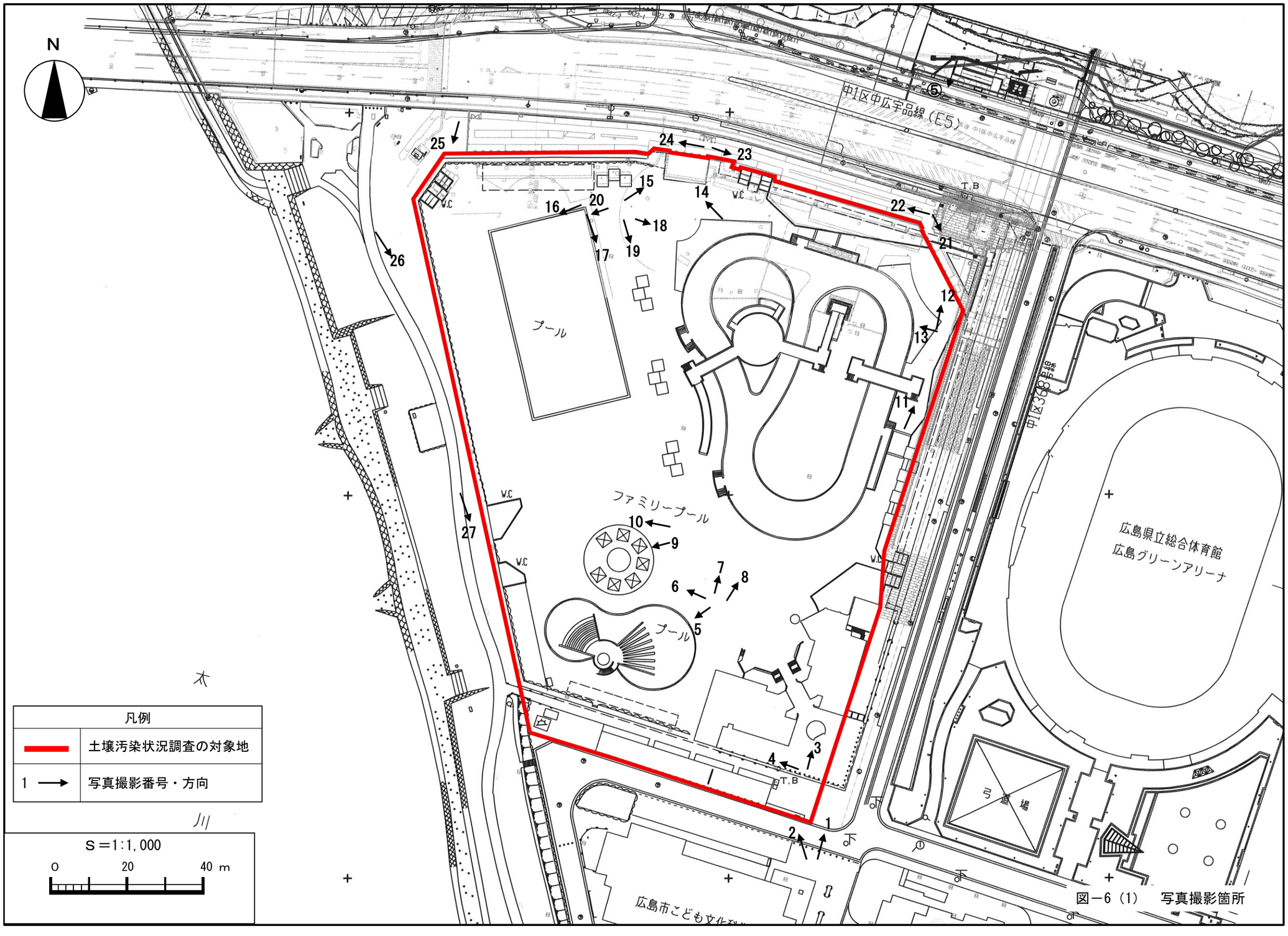
しかし、製造メーカーのホームページによると、製造時期が平成元年（1989 年)以前に製造の電気絶縁油を使用した機器は、「絶縁油に低濃度（微量）ＰＣＢの混入の可能性は否定できない、廃棄前には絶縁油のＰＣＢ分析を行い、法令に準拠した適切な処理が必要」との見解であった。

また、真空遮断器については、「ＰＣＢ非使用」との見解であった。(資料　一般－12、一般－13 参照)

表－9　変電設備内容

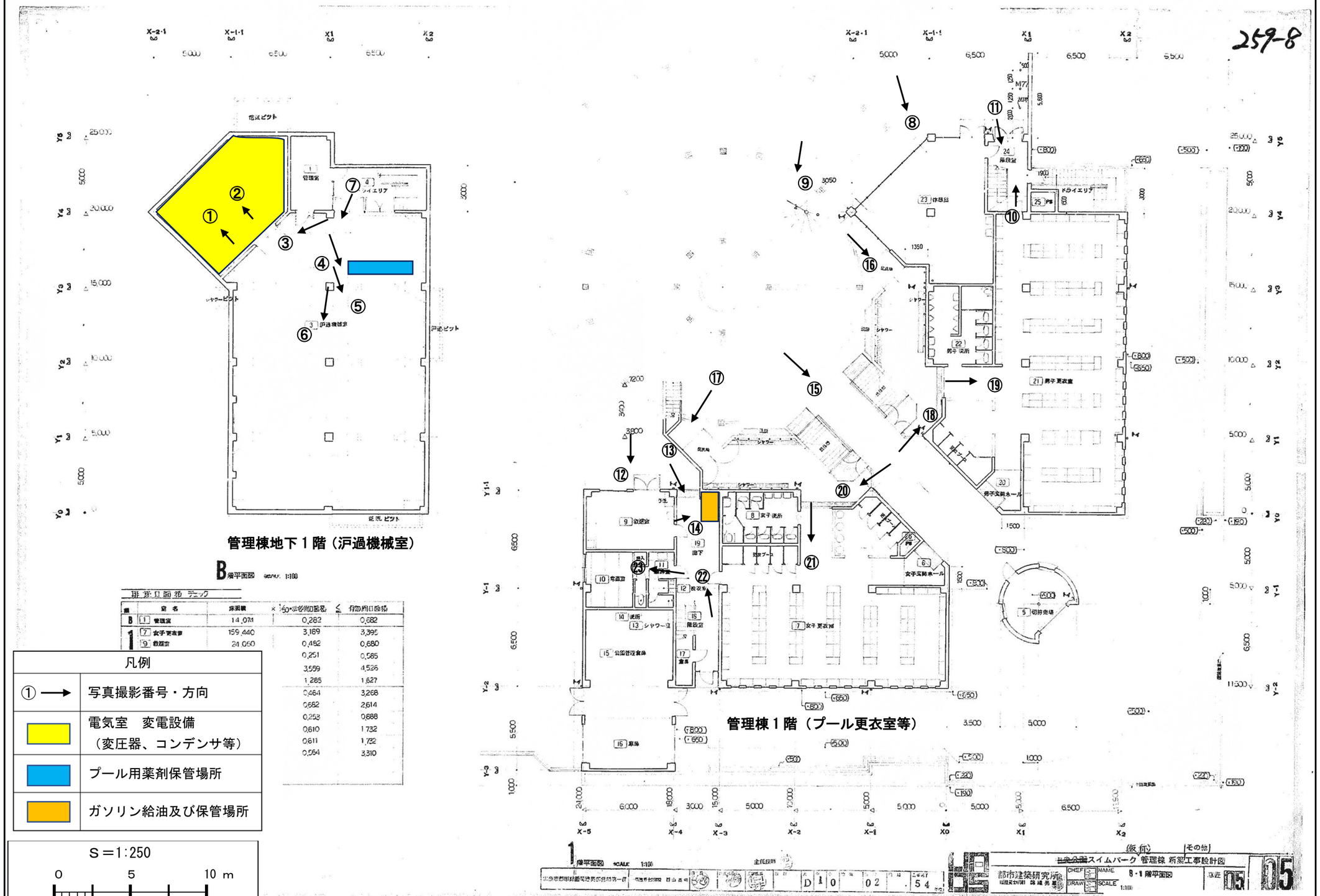
| 建物棟名 | 管理棟地下１階　電気室 | | |
|---|---|---|---|
| 機器の種類 | 変圧器 トランス | 変圧器トランス | 変圧器トランス |
| 製造者名 | 中国電気製造(株) | 中国電気製造(株) | 中国電気製造(株) |
| 型式 | TA－U1S | TB－U1S | OA－U1S |
| 容量 | 300kVA | 150 kVA | 75kVA |
| 製造番号 | | 6L－4500 | 6L－4453 |
| 製造年 | | S54（1979） | S53（1978） |
| 機器の状況 | 使用中 | 使用中 | 使用中 |

| 設備 | 管理棟地下１階　電気室 | | |
|---|---|---|---|
| 機器の種類 | ｺﾝﾃﾞﾝｻ 3 kg以上 | ｺﾝﾃﾞﾝｻ 3 kg以上 | 真空遮断器 |
| 製造者名 | 中国電気製造(株) | 中国電気製造(株) | 三菱電機(株) |
| 型式 | | | VF－13RH－D |
| 容量 | 50kVA | 30kVA | － |
| 製造番号 | OR6F508 | OR6F559 | 9XA939 |
| 製造年 | S53（1978） | S53（1978） | H21（2009） |
| 機器の状況 | 使用中 | 使用中 | 使用中 |


N
中1区中広宇品線（E5）
プール
ファミリープール
プール
広島県立総合体育館
広島グリーンアリーナ
弓道場
広島市こども文化
T.B
W.C
凡例
土壌汚染状況調査の対象地
1
写真撮影番号・方向
S＝1:1,000
0
20
40 m

図－6（1）　写真撮影箇所

259-8




図－6（2）　写真撮影箇所

259-9

管理棟２階（事務室、会議室等）

凡例

| | |
|---|---|
| ②→ | 写真撮影番号・方向 |

S＝1:250

0　5　10 m

図－6（3）　写真撮影箇所



写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



写真番号 7



写真番号 8



写真番号 9



写真番号 10



写真番号 11



写真番号 12



写真番号 13



写真番号 14



写真番号 15



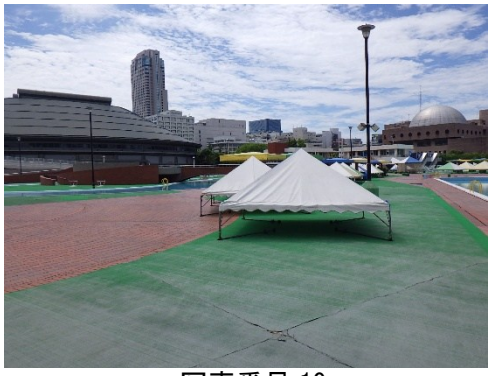
写真番号 16



写真番号 17



写真番号 18



写真番号 19



写真番号 20



写真番号 21



写真番号 22



写真番号 23



写真番号 24



写真番号 25



写真番号 26



写真番号 27

撮影日：令和 7 年（2025 年）6 月 17 日（月）



写真番号①



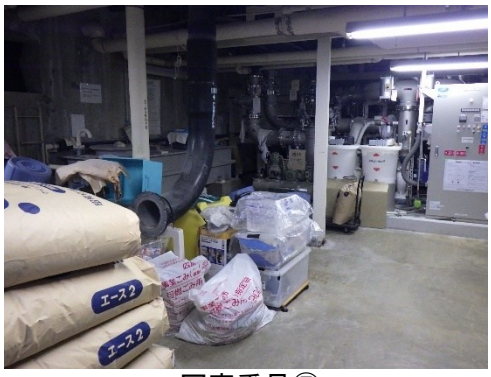
写真番号②



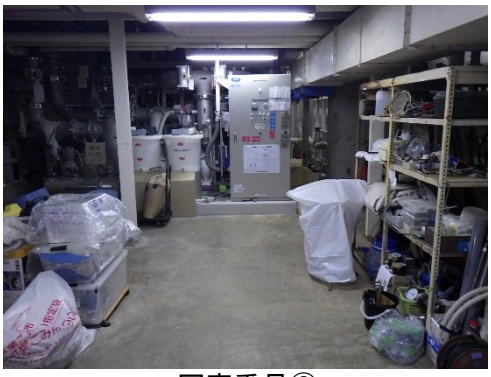

写真番号③



写真番号④




写真番号⑤



写真番号⑥



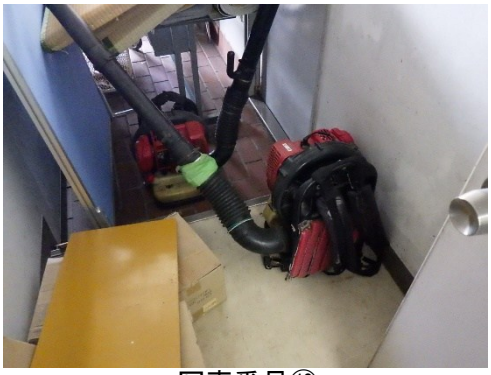
写真番号⑦




写真番号⑧



写真番号⑨



写真番号⑩



写真番号⑪




写真番号⑫



写真番号⑬



写真番号⑭



写真番号⑮




写真番号⑯




写真番号⑰



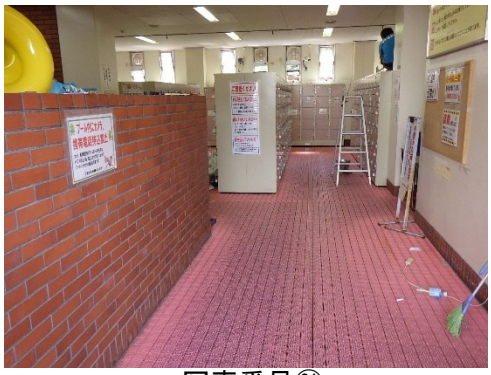
写真番号⑱



写真番号⑲



写真番号⑳



写真番号㉑



写真番号㉒



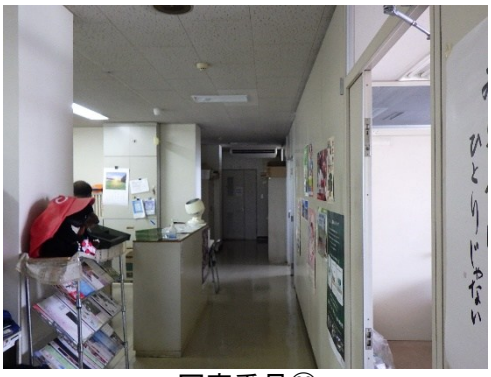
写真番号㉓



写真番号㉔



写真番号㉕



写真番号㉖



写真番号㉗



写真番号㉘



写真番号㉙



写真番号㉚



写真番号㉛



写真番号㉜



写真番号㉝



写真番号㉞



写真番号㉟

撮影日：令和 7 年（2025 年）9 月 8 日（月）

### ⑤試料採取等対象物質の種類の選定

土壌汚染状況調査の対象地の地歴を地形図、航空写真の資料調査公開情報調査及び聴取調査等より整理した。

土壌汚染状況調査の対象地は、戦前から戦中にかけて軍用地として利用されていたが、特定有害物質の使用が想定される施設の立地は確認されなかった。(図－5、資料　一般－2、一般－3、一般－6 及び一般－9～一般－11 参照)

なお、昭和 20 年 8 月 6 日の原爆投下により、土壌汚染状況調査の対象地は壊滅的な被害を受け、建物は倒壊、焼失している。(資料　一般－3（航空写真-③)、一般－7 参照)

その後、戦災者向住宅として木造公営住宅の建設が昭和 21 年より始まり、建設後は公営住宅として使用されていた。(資料　一般－2（地形図-2～地形図-4)、一般－3（航空写真-④～航空写真-⑤）及び一般－7 参照)

中央公園は、昭和 41 年（1966 年）より本格的な整備に着手し、昭和 58 年（1983 年）に一応の完成をみた。(資料　一般－8 参照)

土壌汚染状況調査の対象地は、昭和 54 年（1979 年）7 月以降中央公園ファミリープールとして利用されており、開園より現在に至るまでプール清掃用としてエンジンポンプ及び落葉清掃用として背負式エンジンブロアーが配備され、燃料としてガソリンの使用等が確認されたことより、特定有害物質の試料採取等対象物質としてベンゼン、鉛が挙げられる。

なお、土壌汚染状況調査の対象地で使用等されていたのはレギュラーガソリンであり、その時期もレギュラーガソリンが完全無鉛化された昭和 50 年 (1975 年) 以降であることから、鉛及びその化合物は試料採取等対象物質から除外した。(資料　一般－14 参照)

以上のことより、特定有害物質の試料採取等対象物質は、表－10 に示すとおりとする。

表－10　特定有害物質の試料採取等対象物質

| 特定有害物質の種類 | | 試料採取等対象物質<br>管理棟（西側） |
|---|---|---|
| 第一種特定有害物質<br>（揮発性有機化合物） | クロロエチレン | － |
| | 四塩化炭素 | － |
| | 1,2-ジクロロエタン | － |
| | 1,1-ジクロロエチレン | － |
| | 1,2-ジクロロエチレン | － |
| | 1,3-ジクロロプロペン | － |
| | ジクロロメタン | － |
| | テトラクロロエチレン | － |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | － |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | － |
| | トリクロロエチレン | － |
| | ベンゼン | ○ |
| 第二種特定有害物質<br>（重金属等） | カドミウム及びその化合物 | － |
| | 六価クロム化合物 | － |
| | シアン化合物 | － |
| | 水銀及びその化合物 | － |
| | セレン及びその化合物 | － |
| | 鉛及びその化合物 | － |
| | 砒素及びその化合物 | － |
| | ふっ素及びその化合物 | － |
| | ほう素及びその化合物 | － |
| 第三種特定有害物質<br>（農薬等／農薬＋PCB） | シマジン | － |
| | チオベンカルブ | － |
| | チウラム | － |
| | ポリ塩化ビフェニル（PCB） | － |
| | 有機りん化合物 | － |

注：○印は試料採取等対象物質とする。

⑥汚染のおそれの由来に応じた区分

汚染のおそれの由来に応じた区分は、図－7 及び表－11 に示すとおりとする。

ガソリンの保管及び給油場所である管理棟（西側）1 階廊下の範囲については、第一種特定有害物質の「ベンゼン」の試料採取等対象物質について「人為等に由来するもの」とした。

表－11　汚染のおそれの由来に応じた区分

| おそれの由来に応じた区分 | 第一種特定有害物質<br>（揮発性有機化合物） |
|---|---|
| | ベンゼン |
| ①人為等に由来する汚染のおそれが認められる土地 | 管理棟（西側）1 階廊下 |
| ②自然に由来する汚染のおそれが認められる土地 | なし |
| ③水面埋立て土砂由来の汚染のおそれが認められる土地 | なし |

⑦土壌汚染のおそれの区分の分類

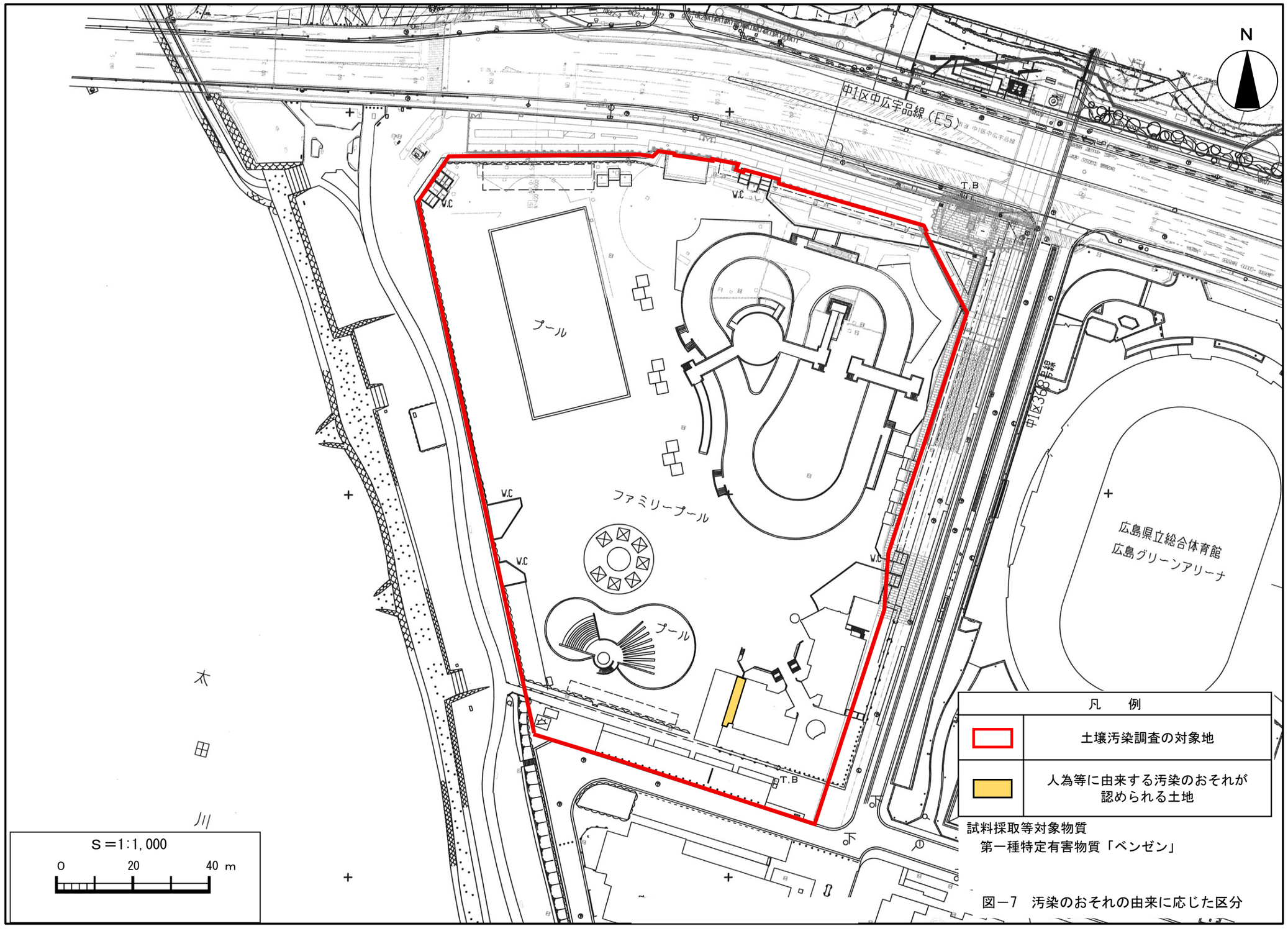
ガソリンの保管及び給油場所は管理棟（西側）1 階廊下であり、同じ管理棟（西側）1 階には救護室、宿直室、女子更衣室等の施設（部屋）も配置されているが、壁や扉によって仕切られ、用途も異なり、保管されているガソリンを他の施設（部屋）に移動させることはない。以上のことより、管理棟（西側）1 階廊下の範囲を、第一種特定有害物質の「ベンゼン」の試料採取等対象物質について「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」とした。なお、これ以外の範囲については「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」とした。

表－12　土壌汚染のおそれの区分の分類

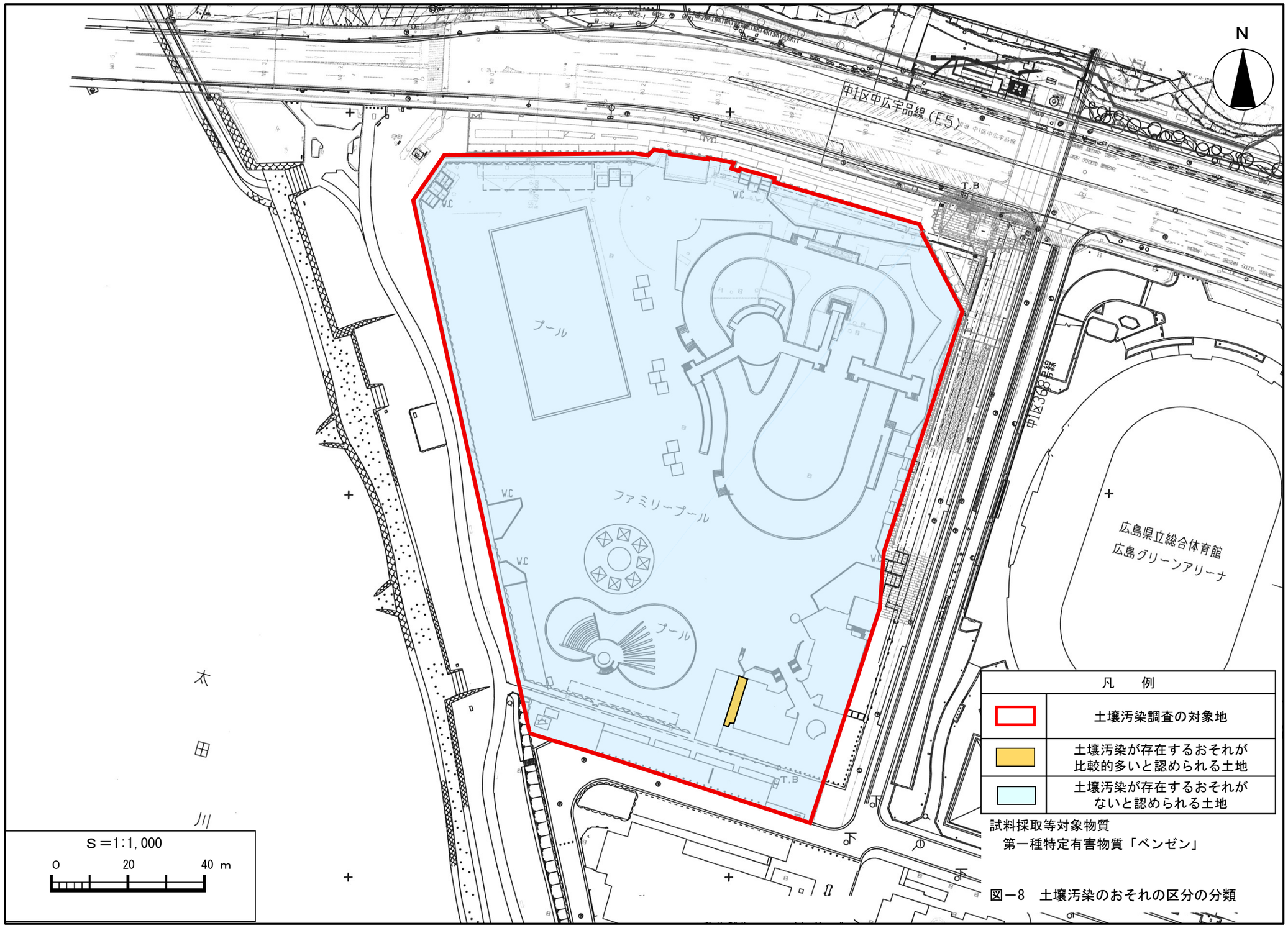
| おそれの区分の分類 | 第一種特定有害物質<br>（揮発性有機化合物） |
|---|---|
| | ベンゼン |
| ①土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 | 管理棟（西側）1 階廊下 |
| ②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 | なし |
| ③土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地 | 土壌汚染状況調査の対象地<br>（①を除く） |

⑧試料採取等を行う区画の区分

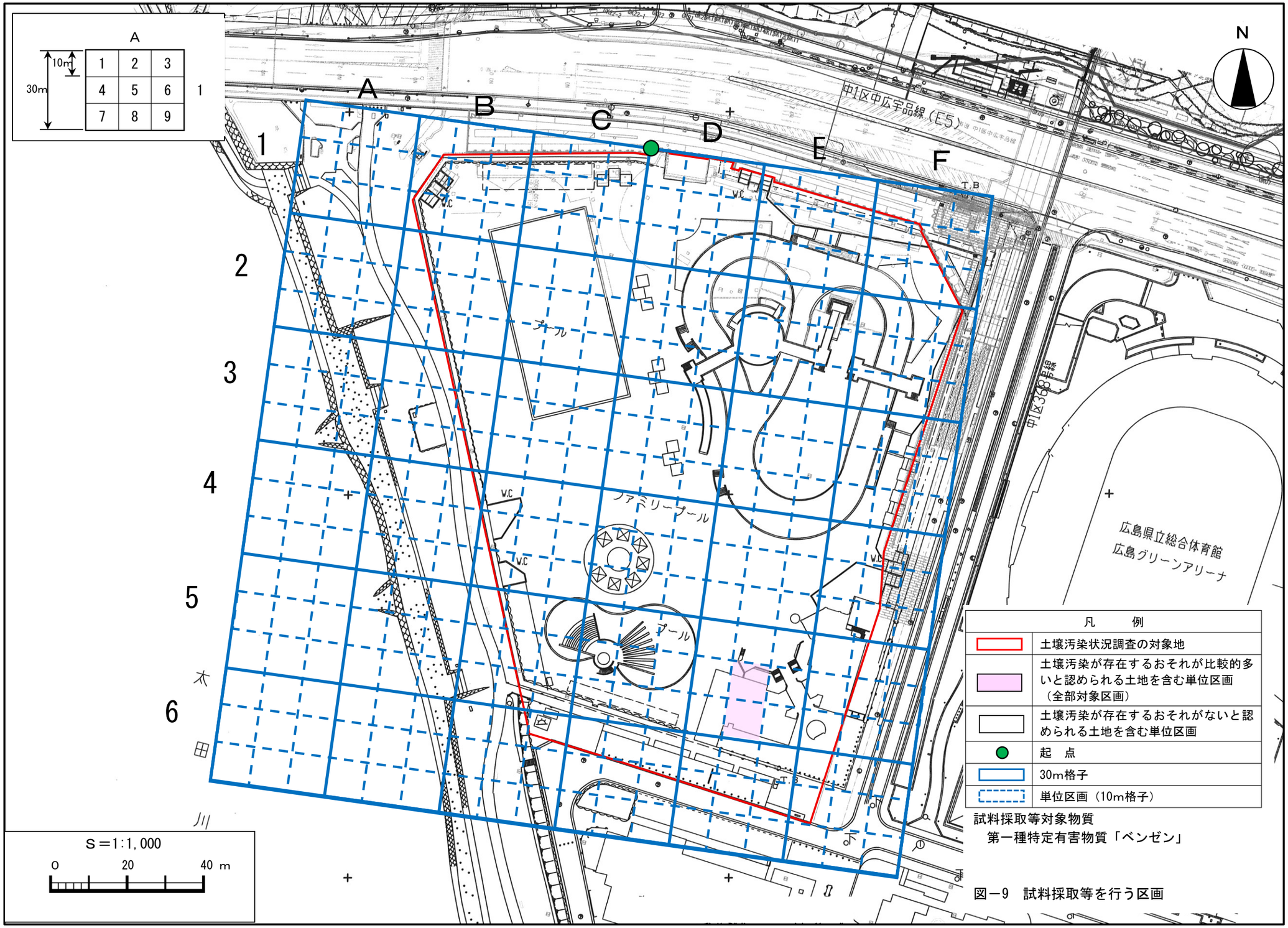
試料採取等を行う区画の区分は図－9 に示すとおり、土壌汚染状況調査の対象地の最北端を起点に東西方向及び南北方向に 10m区画（単位区画）及び 30m区画（30m格子）に区分し、単位区画の数が最小となるよう、起点を支点として右回りに格子の線を 8 度回転させた。




図－7　汚染のおそれの由来に応じた区分




図－8　土壌汚染のおそれの区分の分類




図－9　試料採取等を行う区画